

# GLOBE

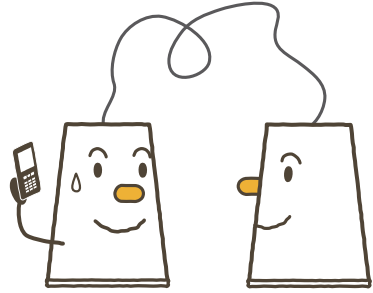
グローブ 2013 春

73



(公財) 世界人権問題研究センター

# ストップ、 ひとりで 悩むこと。



## つながって支えあおう 自殺を防ぐために私たちにできること



府内の自殺者数は1998年以降毎年600人前後で推移していましたが、去年は464人と15年ぶりに500人を下回り、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は17.6と全国で極めて低い水準にあります。しかしながら、毎日一人以上の方が自ら命を絶たれており、依然として高い水準であることには変わりありません。

こうした中、京都府では、死にたいほどの悩みを抱える人のための相談窓口として、自殺ストップセンターを開設しています。

うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等、相談内容により、専門家の対応が必要な場合は、精神科医、弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家がチーム(いのちのサポートチーム)として対応し、問題解決を目指します。

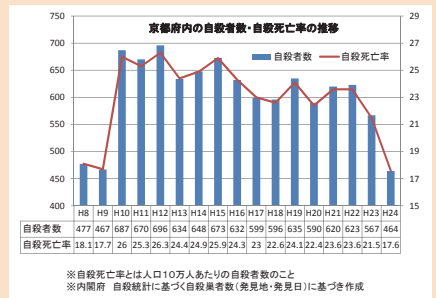
### ●あなたの心は元気ですか?●

心の健康チェックをしてみましょう

- 毎日の生活に充実感がない。
- これまで楽しんでいたことが楽しくなくなった。
- 以前来できていたことが、今ではおっくうに感じられる。
- 自分が役にたつ人間だと思えない。
- わけもなく疲れたような感じがする。
- 死について何度も考えることがある。
- 気分がひどく落ち込んで、自殺について考えることがある。
- 最近ひどく困ったことやつらいと思ったことがある。

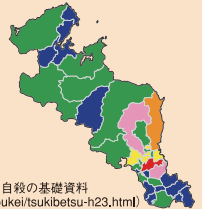
(大野裕:うつ状態のスクリーニングとその転帰としての自殺の予防システム構築に関する研究報告書)

当てはまる項目が多くある人ほど、気分の落ち込み(うつ)の度合いが高くと考えられます。信頼できる人に相談したり、相談窓口を利用しながら心の負担を軽くしていきましょう。



平成23年 1年当り自殺死亡者数

自殺死亡者数 (男女合計)	色
0人~10人未満	青
10人~20人未満	緑
20人~30人未満	黄
30人~40人未満	オレンジ
40人~50人未満	ピンク
50人以上	赤



参考:内閣府 平成23年の地域における自殺の基礎資料  
(<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/tokei/tsukibetsu-h23.html>)

## 京都府自殺ストップセンター (いのちのサポートチーム)

●相談日時 月曜～金曜 9時～20時 ※祝日及び年末年始を除きます。

●相談電話番号 **0120-556-097** 府内全域からフリーダイヤル

臨床心理士、精神保健福祉士等が相談をお受けします。

# GLOBE

GLOBE No. 73 2013 spring 目次

	報告	歴史随想	2
	国際女性デー記念 「人権問題シンポジウム 国際化時代の家族のあり方」	上田 正昭	2
外部寄稿	「人権問題シンポジウム 国際化時代の家族のあり方」	福嶋由里子	4
	バトンリレープロジェクト ヒトからゴリラへ	坂本 英房	6
国際人権・随想	アジア諸国と人権（その三三）	安藤 仁介	8
研究第一部	死刑をめぐる日欧の認識の違い	北村 泰三	10
研究第二部	たおやかな道は険しい	家塚 智子	12
研究第三部	「鼻塚（耳塚）」の建造と明治の再修造の推移	仲尾 宏	14
研究第四部	一度も稼働しなかった原発ツヴェンテンドルフ	若尾 典子	16
研究第五部	「生涯学習と人権学習」	赤尾 勝己	18
事業案内	2013年度 人権大学講座		22
	2013年度 講座・人権ゆかりの地をたずねて		24
	研究部門の紹介		26

---

〔連載〕 人権のゝ館、 京都部落問題研究資料センター 本郷 浩二 20  
 〈海外の人権紀行〉 カナダ・バンクーバー 福嶋由里子 28

---

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ビグノニアマグニフィカ」

# 海行かばの由来



研究センター理事  
長  
京都大学名誉教授

上田 正昭

第二次世界大戦中、大本営発表とりわけ日本軍、玉碎の  
おりのラジオ放送で、さかんに前奏曲として使われた  
のが、海行かばの歌曲である。

※

舒明天皇の代（六二九―六四一）に、百済の義慈王の  
子である豊璋と善光（禪広とも書く）が倭国に渡来したと  
伝えるが、唐・新羅の連合軍によって六六〇年に百済が滅  
び、百済の復興をめざした遺臣たちは王子豊璋を国王とす  
るためにその帰国を求めた。再建されたかにみえた百済王

朝では内紛がおこり、六六三年の八月二十七日の白村江  
（錦江）の戦いで敗北し、豊璋は高句麗へ逃亡した。

倭国にとどまった王子善光は持統朝に百済王を名乗る  
ことを許されて、以来その後裔は百済王氏となる。その  
善光の曾孫が有名な百済王敬福であった。

天平二十一年（七四九）の二月二十一日、当時陸奥守  
であった敬福が、東大寺大仏完成のため不可欠であった  
黄金を少田郡内で堀りだしたとの報告が朝廷に届いた。  
敬福は総計で九百兩となる黄金を献上したが、同年の四  
月一日、聖武天皇はその喜びを、大仏の前殿で大仏に奏  
上する。その宣命には「此の大倭国は天地開闢より以来、  
黄金は人国（他国）より献る言はあれども、此の地には  
無き物と念へるに」と述べられている。いかに天皇が感  
動したかを有力に物語る。

その吉報は全国各地へと伝達された。時に越中守で  
あった大伴家持が『万葉集』に「陸奥国に金を出だす詔  
書を賀ぐ」長歌を収めている。（四〇九四）。その「長歌」  
のなかに

〳海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君  
の 辺にこそ死なぬ 顧みはせじと言立て  
と歌いこんだ。

この黄金献上の詔書（宣命）を賀ぐ歌を、家持が詠む  
きっかけは、ほかならぬ百済王族の子孫である百済敬福  
が黄金を発見して献上したことがある。百済系渡来人と  
〳海行かばが深いかわりをもっていたことを知って  
いる人は少ない。

第二次世界大戦中にさかんに放送された歌曲が〳海行  
かばであった。そしてその〳海行かばの作曲を、昭和  
十二年（一九三七）の国民精神総動員週間のラジオ番組の  
ために、日本放送協会の小野賢一郎文芸部長に委嘱し、信  
時潔が作曲した。

初演奏は同年十月二十二日で、東京の日比谷公会堂で  
開催された国民精神総動員中央連盟の結成式であった。  
そして同年の十二月二十二日からは、国民歌謡として放  
送されるようになり、その楽譜は、「栄養と育児の会」（わ  
かもと製薬株式会社の前身）が組織した教育資料会に

よって同年十一月に出版され、全国の小学校に無料配  
付された。〳海行かばが大本營の発表とくに日本軍の玉  
砕を伝えるニュースの前奏曲として放送されるようにな  
ったのは、昭和十七年（一九四二）の三月六日午後五  
時のニュースからであった。

※

歴史に学ぶということは、過去の史実を単純に暗記す  
ることだと錯覚している人びとが今もなお多い。イタリ  
アの歴史学者・哲学者であり政治家でもあった、ベネデッ  
ト・クローチェは、『歴史叙述の理論及び歴史』の冒頭  
の部分で、

「歴史とは生きた歴史であり、年代記録とは死んだ  
歴史である。歴史とは現在の歴史であり、記録とは  
過去の歴史である。」と

明言していたことを改めて想起する。歴史に学ぶとい  
うことは、たんに過去を知ることのみにはとどまらない。  
過去に学んで現在をしっかりとみきわめ、たしかな未来  
の展望することが肝要である。

国際女性デー記念  
「人権問題シンポジウム」  
国際化時代の家族のあり方

2013年3月8日、京都市男女共同参画センター・ウイングス京都において、国際女性デー記念「人権問題シンポジウム 国際化時代の家族のあり方」が開催された。

シンポジウム当日は、公益財団法人世界人権問題研究センター研究第4部の谷口真由美部長（大阪国際大学准教授）をコーディネーターとし、斧出節子先生（センター嘱託研究員、京都華頂大学教授）、安里和晃先生（同上、京都大学特定准教授）、マーサ・メンセンディーク先生（同上、同志社大学准教授）、福岡由里子（センター専任研究員）の4人のパネリストから報告が行われた。

◆パネル報告

まず、斧出先生から「家族責任と性別分業―ワーク・ライフ・バランスをめざして―」というテーマで、家族の生活時間と性別役割意識の関係性について報告された。

日本の特徴としては、共働き世帯において、家事や育児といった無償労働の主な任い手は妻であること、一週間の労働時間が49時間以上の長時間労働者の割合が高いこと、時間あたりの生産性が低いこと、労働時間が短縮されず平日の余暇時間が減少傾向にあること等が挙げられた。そしてこれらの特徴が、家族生活における性別役割を固定化させる要因となっていることが指摘された。

最後に、このような状況の改善に向けて、ILO第156号「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」や第165号勧告、また内閣府が策定した「仕事と生活の調和憲章」等に沿って、ワーク・ライフ・バランスへの取組みを強化することが必要であると指摘された。

安里先生からは、「国際的な人の移動と家族」というテーマで、人口転換期にあるアジア諸国における国際結婚の傾向や問題点等について報告があった。

高齢化が進むアジア諸国の特徴としては、低所得の中年男性が、家事や介護の担い手を得るために国際結婚する傾向があることや、外国人配偶者やその子どもたちの社会適用に関する問題が各国で深刻化していることが示された。また、これらの問題に関する取組みの例として、韓国の結婚移民家族に対する支援策が紹介された。

日本については、他の高齢化が進むアジア諸国と同様の傾向が見られるが、政府は外国人支援にかかるコストを懸念し、支援策を導入することに消極的であることが指摘された。

最後に、今後は日本においても、外国人を社会コストの要因ではなく、社会発展を導く潜在能力を持つものとして捉え直し、体系的な支援策を導入することが必要であると強調された。





メンセンディーク先生からは「多文化家族と社会福祉実践」というテーマで、ハワイにおける多文化ソーシャルワークの理念等について報告された。

多様な文化背景を持つ人々が住むハワイでは、支援に携わる各専門職の基本姿勢として、Diversity（多様性）、Anti-discrimination（反差別）、Empowerment（当事者の潜在能力を引き出す）、Strength（当事者の強み）が重視されていることが紹介された。

また、ハワイにおける福祉教育においては、Cultural Competence（文化を理解する能力）が重視されており、①文化の影響を理解すること、②ソーシャルワーカー自身の文化とその影響を理解すること、③自分の差別感や自文化中心主義を認識すること、④他の文化について学習すること、⑤当事者の文化について知識を得ること、⑥援助や介入には上記の知識や理解を持つて行うこと、の重要性がソーシャルワーカー養成教育を通して伝えられていることが紹介された。

最後に、東日本大震災後の外国人被災者の状況等が紹介され、外国にルーツを持つ人々が増える日本において、支援の現場における Cultural Competence が今後益々必要とされることが指摘された。

福嶋専任研究員からは「国際結婚家族と外国人女性に対する暴力」というテーマで、外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス（以下、DVとする。）の現状や問題点について報告された。

外国人DV被害者の問題については、多様な文化的背景を理解し多言語で対応できる支援者が少ないこと、在留資格の問題により相談を躊躇する被害者がいること、国際結婚婚幹旋業者を通じて過疎地の男性と結婚をした外国人女性たちが、支援から孤立する傾向にあること等が指摘された。また、改正入管法の在留資格取消制度や外国人住民基本台帳制度による、非正規滞在者に対する影響についても懸念が示された。

今後の取組みとしては、多言語による支援体制の拡充や、被害者に配慮した在留資格制度の運用を進めていくことが重要であることが指摘された。

#### ◆パネルディスカッション

シンポジウムの後半は、会場からの質問に基づき議論が進められた。また、平成24年度の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成する者が五割以上となったことが紹介され、日本における性別役割意識の根強さが指摘された。

シンポジウムの最後には、日本が人口転換期を乗り越え、持続可能な社会を形成するためには、伝統的な性別役割規範を補強している社会制度を見直し、性別や国籍に関わらず、一人ひとりの能力が活かされるような制度づくりが必要であることが確認された。

（研究センター研究第四部専任研究員 福嶋 由里子）

# バトンリレープロジェクト ヒトからゴリラへ



京都市動物園  
種の保存展示課長  
坂本 英房

平成23年12月21日に、ニシゴリラの雌の「ゲンキ」と雄の「モモタロウ」の間に待望の赤ちゃんが誕生しました。赤ちゃんは雄で、公募で「ゲントロウ」と名付けられました。母親の「ゲンキ」は、日本で初めて生まれた「マック」と「ヒロミ」との間に、第2子として誕生し、父親の「モモタロウ」は恩賜上野動物園生まれです。日本の動物園で生まれた両親を持つニシゴリラの誕生は日本で初めてのことです。本園では「ゲンキ」が誕生して以来、25年ぶり4例目、国内では11例目となります。「ゲンキ」とっては初めての出産だったので、万が一に備え、出産兆候が見られてからは交替で観察を続け

ていました。21日の午前0時21分に無事出産、64時間後によりやく授乳行動も確認でき、ほっと胸をなでおろしていました。ところが、生後5日目の12月25日に急激に衰弱したため、取り上げて治療を行いました。幸い命は取り留めましたが、母乳が不足しているか全く出ていない可能性が高く、人の手で育てるようになりました。

人工哺育で育つと、自分をゴリラだと認識できずに、群れ社会になじめない可能性が高く、高度な社会生活を営むゴリラにとってこれほど不幸なことはありません。そこで、ゴリラとして生育させることを目標に、できるだけ早くゴリラのもとに戻すこととし、この取組をバトンリレープロジェクトと名付けました。

目が見え始めた2月初めから、柵越しに両親との面会を始めました。「ゲンキ」は、そっと優しく触ったり、舐めたりしていました。母親として子供を返してほしいという強い欲求ではなく、母性としての優しさを感じました。父親「モモタロウ」も、やさしく声をかけたり、そっと触れる等、ともに「ゲントロウ」に対して親和的に接していました。

類人猿舎の環境にならすために、5月7日からは両親がいない時間帯に寝室で、6月14日からはグラウンドで飼育員と過ごす時間を設けました。8月10日からは寝室



間で「ゲンキ」と檻越しの見合いを始め、10月9日から、戻した後に外から授乳ができるように檻越しの哺乳や給餌の練習等を行いました。

そして、生後10箇月以上経過し、「ゲントロウ」が自力で固形物を食べるようになり、ミルクへの依存度が減っていること、母親「ゲンキ」とのお見合いの中では、「ゲンキ」が「ゲントロウ」をゴリラの子供として認識し、親和的な態度をとっていることから、同居を始めるのに最適な時期と判断し、11月5日に同居を始めました。「ゲンキ」と「ゲントロウ」を仕切る扉を開ける担当者の手は震えたと言います。最初はお互いに緊張していましたが、翌朝には「ゲントロウ」が笑いながら母親の手をたたいて遊ぶ行動が観察され、日毎にお互いの信頼関係が深まってきました。「ゲントロウ」は、「ゲンキ」が食べているものに興味を示し、同じものを食べようとすると行動や、不安な時には腕や胸にしがみつく行動が観察される等「ゲンキ」に対する信頼感が育まれていきました。「ゲンキ」は、「ゲントロウ」を抱き上げる、抱えて移動する、胸に抱いて寝る等、保護的な行動が観察され、相互に愛着が形成されていると思われました。

12月10日からは父親「モモタロウ」とも同居を開始し、

ゴリラとして生育する条件は整ったこととなります。十数年後に「ゲントロウ」が父親になったときに、このプロジェクトの目標は達せられたと評価できると考えています。

面会に連れて行った時の様子や同居を開始した当初の様子から、おそらく「ゲンキ」は「ゲントロウ」のことを自分の子供として認識していなかっただろうと考えています。しかし、「ゲントロウ」に強い関心を持ち育児をおして、ゴリラが自分の子供という認識がなくても育児をする母性を実感することができました。そして、ヒトほど他者に関心を持ち、困っていれば助けようとする存在はありません。そうした他者への思いやりが、差別や偏見のない社会の実現につながるものだと考えています。

ニシゴリラの生息数は約10万頭、絶滅が危惧されています。彼らを絶滅のふちに追いやったのは、私たちヒトに他なりません。彼らを救うことができるのもヒトだけです。ニシゴリラは、私たちと共通の祖先を持ち、同じヒト科に分類される動物です。同じ時代を生き共通的祖先を持つ仲間を思いやるヒトの可能性を信じたいと思います。

## アジア諸国と人権（その三三）



研究センター所長  
京大名誉教授

安藤 仁介

前回に見たとおり、辛亥革命を機にロシアに接近し、中国からの独立をはかったモンゴルの動きは、一九一七年のロシア革命で挫折し、中華民国は自らの宗主権下に外モンゴルの自治を認めた「キヤフタ協定」を無視して、自治の形骸化を企てます。それに対してロシア革命の影響を受けたグループは一九二〇年、「モンゴル人民党」を結成し、翌二一年には活仏ボグド・ハーンを元首と仰ぐモンゴル人民臨時政府を樹立し、この政権はソ連によって承認されます。ただしかれらは、ロシア革命により誕生したソ連政府の支援のもと、民族解放と並んで

社会改革をも目指し、活仏を頂点とするラマ教・王公勢力や漢族系商人など旧勢力の特権を削減する政策を打ち出します。そして一九二四年、当時の活仏が死去すると、人民政府は活仏元首制度そのものを廃止して国号を「モンゴル人民共和国」と改め、「封建社会」から「資本主義社会」を経ることなく「社会主義社会」へ移行する独自の国家路線を選択し、最初の憲法を採択したのです。

さらに一九二九年、モンゴル人民党は「モンゴル人民革命党」と名を改め、反封建闘争の一環として王公・ラマ教寺院の財産を没収し特権を剥奪します。また三〇年、党大会の決議に基づき、遊牧民の集団化と農民への一部転換、中央消費者組合による国内商業の独占、反宗教キャンペーンなどを促進しました。だが、これらの急激な改革はモンゴル社会内部に緊張をもたらし、生産性の低下を招いたため、三二年には、より現実的な段階的社會主義建設路線に切り替えざるを得ませんでした。他方で三〇年代後半には、ソ連における「スターリンの粛清」に影響され、モンゴルでも多くの人が「ブルジョア民族

主義者」として肅清の対象となりました。そして四〇年に憲法が改正され、モンゴルがすでに社会主義の建設段階へ移行したことが確認されるに至ったのです。

このようにモンゴルは世界で二番目の社会主義国家として、文字どおりソ連をモデルとする政治・経済・社会体制を築いていきました。もともと、一九三八年の日中戦争以後は、日本からの侵略の脅威にさらされ、本格的な社会主義体制の建設は第二次世界大戦の終結を待たなければなりません。さらに日本の敗戦後、中国大陸では国民党軍と共産軍の戦いが再開され、これを制した後者は一九四九年、北京に「中華人民共和国」政府の樹立を宣言します。この間四五年にはヤルタ協定により、モンゴルの現状維持が米・英両国に認められ、モンゴルでは独立を問う国民投票が実施されます。ところが、台湾に追い込まれた中華民国は五三年にモンゴルの承認を取消し、かわってモンゴルと中華人民共和国政府との関係がスタートしました。しかし六〇年代に入って中ソ対立が徐々に顕在化して以降も、モンゴルはソ連支持の立

場を堅持し、この状態はベルリンの壁倒壊に象徴される社会主義の終焉まで続いたのです。

私は一九九二年、「市民的および政治的権利に関する国際規約」に基づくモンゴルの第三回政府報告書の審査に立ち会いました。報告書はロシア語で書かれ、モンゴル代表团もロシア語で審査に臨みました。その折、代表団の一人が私のところへ来て「これまで自分たちの国はソ連をモデルに運営されてきた。けれども社会主義の崩壊を受けて、今後それに代わるモデルをどこに求めるべきか、悩んでいる。モンゴルには騎馬や酪農に代表される伝統文化があり、豊かな生態系や天然資源はあるが、それらを国家の発展と国民の福祉実現のためにどのように活用すべきかを巡って、われわれは混迷の模索の最中にある」と述べたことが、強く印象に残っています。私は「いろいろな条件が違いすぎるが、日本の近代化過程の経験のなかには、モンゴルの参考になる点があるかも知れない」と申し上げましたが、あまりお役に立てなかったのではないかと反省しています。

# 死刑をめぐる 日欧の認識の違い



研究センター研究員  
中央大学大学院教授

北村 泰三

先日、フランスのストラスブールで行われた人権と民主主義に関する日欧共同シンポジウムに参加してきました。この街は、アルザス地方の小都市ですが、ヨーロッパ人権裁判所や欧州評議会が設けられており、ある意味でヨーロッパ統合のシンボリックな街です。シンポジウムでは、日欧の間において、共通で普遍的な人権と民主主義の価値を共有しあうことができるのが主題でした。

人権思想のルーツは確かにヨーロッパにあります。私は一九世紀の後半より、日本に人権思想が移植されて以後、一五〇年あまりの間にわが国においても西欧的な起源を有する人権思想が育まれてきたものと考えています。ただし、今なお日欧間において認識を異にしている

のが死刑問題ではないかと思えます。

死刑の存廃をめぐる議論は、種々言われているとおり様々です。死刑を肯定する理由としては、応報（つまり目には目を）という刑罰思想、死刑の持つ犯罪予防効果、被害者又は遺族の感情、それに最終的には世論の支持を挙げることができます。死刑廃止論としては、誤った判決（誤判）のおそれ、犯罪者にも更生の機会を認めるべきこと、国際社会の死刑廃止の動き、死刑の残虐刑としての性格などが主な根拠として主張されています。

私自身は、主として冤（えん）罪による誤判の可能性があることにより、死刑は廃止されるべきものと考えています。そう考えるようになったきっかけは、もう二〇年以上前のことですが、石井さんという元死刑囚の方に話を聞いたことにさかのぼります。石井さんは、福岡県で殺人事件の被告人として共犯者とともに起訴され、最高裁で死刑が確定したのですが、正当防衛による無罪を主張していました。当時、熊本県玉名市にお寺のご住職で冤罪救援運動に携わっていた古川泰龍さんという方がいました。古川さんの救援運動が功を奏して、石井さんは恩赦により無期刑に減刑され、最終的には四二年間拘禁された後に仮釈放が叶い、社会生活を送れるようになりました。ところが、共犯とされた方は石井さんの無期

減刑の日に死刑が執行されたのでした。共犯者の一方が釈放、他方は死刑。この違いはいったい何なのでしょうか。

所詮、裁判とはいっても、全知全能の神が行う訳ではないので誤判はありうると聞き直ることはできないでしょう。今日、犯罪捜査では科学捜査が徹底し、有力な証拠としてDNA鑑定が用いられていますが、それも絶対的ではありません。足利事件や東電女性社員殺害事件などの再審無罪事件が続きました。今なお袴田巖さんのように冤罪を訴えている死刑囚もいるのです。

ところで、現在ではベラルーシを除くヨーロッパの四七か国は、すべて死刑を廃止しています。しかし、一九五〇年にヨーロッパ人権条約が採択された時には、死刑をめぐる各国の立場は分かれていました。やがて、一九八六年には、軍法上の犯罪を例外として普通の刑法犯に關しては死刑を廃止する第六議定書を採択し、二〇〇三年には全面的な死刑廃止を掲げる第一三議定書が発効しました。それ以後は、ヨーロッパは死刑廃止地帯となったのです。

ヨーロッパ諸国が一致して死刑廃止に踏み切ったのはなぜでしょうか。ヨーロッパ諸国が死刑を廃止した理由として、キリスト教的宗教観が挙げられることがありますが、それは関係ないと思います。むしろ死刑廃止の背

景には、各国のそれぞれの立場があるようです。ドイツでは、第二次世界大戦中のユダヤ人虐殺の歴史を踏まえて一九四九年に死刑廃止に踏み切りました。フランスでは、大統領選挙の公約により一九八一年に死刑を廃止しました。イギリスでも第二次世界大戦以後、冤罪事件をきっかけとして段階的に死刑廃止の動きをたどり、最終的には一九九八年に全廃しました。東欧諸国では、冷戦の終焉以後、一九九〇年代になってから民主化の流れの中で死刑を廃止した国がほとんどです。各国がそれぞれの国の事情を踏まえて死刑廃止に至ったと言えます。国連では、一九八九年に死刑廃止を締約国に義務づける自由権規約第二選択議定書を採択しました。最近、アジア諸国でもイスラム系のウズベキスタン、トルクメニスタン、キルギスタンもこの議定書を批准しています。

日本では、裁判員裁判が導入されて三年がたちます。私たちが、裁判において判決に加わることがありうる訳ですから、日本という国において本当に死刑という刑罰が必要なのかどうか、一人一人がよく考えておくべき問題ではないでしょうか。

なお、古川泰龍さんの著書『叫びたし満寒月の割れるほど―冤罪死刑囚と歩む半生』（法藏館、平成三年）を参考として挙げておきます。

# たおやかな道は険しい



研究センター研究員  
宇治市源氏物語ミュージアム学芸員

## 家塚 智子

宇治市源氏物語ミュージアムでは、二月二十日～四月二一日まで、『たおやかなる源氏物語の世界』という、染色作家の京友禅の作品の展覧会を開催中である。

この「たおやか」という言葉から、皆さんはどのような印象を受けるだろうか。なんとなく分かるけれど、実は良く分かってはいないというが、実情かも知れない。「たおやか」の意味を尋ねられたり、もっと分かりやすい言葉を使うべきだというご指摘を受けたりする。しかしながら、担当者としては、ほかの表現、類義語では、なにか違和感を覚え、この「たおやか」にこだわってみたい。

『日本国語大辞典第二版』によると、

(1)姿や形などがしなやかなさま。柔らかなさま。たわやか。

(2)ものごし、態度などがものやわらかなさま。また、気だてや性質が、しつとりとやさしいさま。おだやかなさま。しとやかで美しいさま。優美なさま。

(3)あだめいているさま。

とある。ただし、(3)に関しては、(1)(2)から派生した江戸時代あたりからの用例のようなのである。

「たおやか」の語源は、鎌倉時代の辞書『名語記』によると、「たはは」「たはむ」にあるという。たとえば『枕草子』六七段草の花のなかには、「萩、いと色ふかう、枝たをやかに咲きたるが、朝露にぬれてなよなよとひろがりふしたる」とあり、萩の花が色づき、枝もしなやかになったところに、朝露を含んでいる様子が良いとある。また、『源氏物語』藤裏葉巻には、「たをやめの袖にまがへる藤の花みる人からや色もまさらむ」という和歌がある。雲井雁との結婚が許された夕霧を囲んでの藤の花宴の席上で、雲井雁の兄の柏木が詠んだ歌である。妹を藤の花にたとえ、その両者の様子を「たをやめ」と描写している。

萩の花、藤の花の様子を描写する際、用いられるように、可憐であるが、そのしなやかな様子なども想像させる語といえよう。

しかし、それだけでは終わらないのが、『源氏物語』の妙である。帚木巻では、「あなうたて、この人のたをやかならましかばと見えたり」とある。なぜそういう発言になったのかというところが問題である。光源氏が頭中将たちの女性談義に耳を傾けるという夜の品定め場面。左馬頭が理想の女性像についてまとめるところである。男でも女でも、わずかな知識をすべてひけらかそうとするのは、たいそう見苦しい。何事につけても、時と場合の分別をつけるといいうことが出来ないならば、気取ったり風流人ぶったりしないほうが良いという文脈のなかで、女同士の手紙のやりとり漢字を埋め尽くすようなことは野暮であり、「この人のたをやかならましかばと見えたり」と、批判しているのである。

紫式部自身も才女であったことを考えてみると、この結論の根底に流れる、ある種冷やかな作者の視線を意識せざると得ない。こうした紫式部の厳しい目は、自身の日記『紫式部日記』では顕著になる。自分は「一」という漢字も書けない振りをしているのに対して、清少納

言、和泉式部の天真爛漫・天衣無縫ぶりを手厳しく非難する。

「このわたりに若紫やさぶらふ」と、藤原公任に声をかけられた際、三舟の誉れ高い公任も『源氏物語』を読んでいると喜ぶのでもなく、「光源氏がいないのに、どうして紫の上がいるのか」と反論するのでもなく、几帳の陰でただ黙って聞き流していた。これこそ、紫式部の考えるところの「たおやかさ」であろう。単に、物腰が柔らかか、気立てが穏やかというのではなく、内面的には芯がしっかりしていると云う点が肝要であり、その内なる芯の強さは、学問的知識に裏付けられた強さと理解できよう。

賀茂真淵が、『万葉集』の歌を「益荒男振り」として称賛したのに対し、『古今和歌集』の歌風を批判して「手弱女振り」と評価したのは、すこし違うようである。

「美しい」でもなく、「しなやか」でもなく、「しとやか」でもない、「たおやか」さ。近年、わかりやすさを優先しているように思われるが、微妙な意味合いをもつことばの意味・背景について、考え直してみるのも一興であるし、ゆたかな表現、美しいことばを上手に使っていきたいと思う。

## 「鼻塚（耳塚）」の建造と

### 明治の再建造の推移



研究センター研究第三部長  
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

京都市東山区にある「耳塚」と通称されてきた文禄・慶長役（壬辰倭乱）にかかわる遺物が「耳塚」ではなく、実は「鼻塚」とよばれるべきものであったことは、近年の研究の成果によって、学会ではほぼ通説となってきた。そして現場の説明板にもそのことが反映されて、のべられていた。簡単にいえば、豊臣秀吉は、戦場となった朝鮮の町々、村々において、朝鮮人の鼻斬りを、戦功のあかしとせよ、と命じたのである。そのことがあきらかなのは、現在、日本各地から出陣した大名家の史料や、その他、戦場で軍目付が戦場での鼻数の記録である「鼻受

取帳」の存在である。「耳斬り」を命じたものや「鼻受取帳」はひとつも残っていない。この事実からはその被害の対象が朝鮮人の兵士だけでなく、戦場近辺に住んでいた民衆、すなわち非戦闘員にも及んでいたであろうことが推測される。朝鮮側の史料でもこの戦争のあと、鼻のない人が多数いたことが記録されている。私は拙著『朝鮮通信使と壬辰倭乱』のなかで一章をもうけて「鼻塚から耳塚へ―秀吉の朝鮮侵略と近代の秀吉顕彰」を論じた。その中で私は秀吉の戦争の時期だけでなく、明治維新以後、秀吉顕彰が近代日本のアジア侵略が具体化するにつれ、市民をまきこんで盛大に行われたことを紹介した。とりわけ日清戦争と日露戦争の戦間期の一八九八（明治31）年の4月20日から5月31日まで「豊公生誕三百年祭」が京都市・京都市と豊国会が主となって大々的に催された。そのとき、現存する塚の横にある妙法院門跡村田寂順の碑文（現在は碑そのものから読み取ることは困難）によれば「耳塚再建にあたっては官許を得て京都市から若干の給金」があったことが記されている。一方、塚の呼称は建立直後の江戸初期には正しく鼻塚とよばれてい



たものが、時代が下るにしたがって「耳鼻を埋めたもの」にかわり、幕末期には殆どの文献で「耳塚」と記録されるようになった。そしてこの大式典でも妙法院門跡が導師となつて「耳塚法要」が挙行されたのである。その時、塚をとりかこむ柵は写真のように木柵であつた。かすかに読み取れる施主の名は「樹木柵一式寄贈 京都伏見勇山事 小畑岩治郎」とある。この人物は琴秉洞の研究によれば、元力士で当代の名だたる俠客であつたらしい。

だから「豊公三百年祭」や「耳塚法要」はこの木柵の前でこの周辺を会場としておこなわれたのであつた。その盛大さは当時の新聞記事などだろうかがわかるが、ひとつ挙げておきたいのが次の献詠である。

「から国のことに付けてもかへすがへす 君いませは  
といはぬ日もなし」（詠者は豊国会委員総代の一人・和田義質）

まさしく、朝鮮半島植民地化をめざす当時の日本が豊臣秀吉の侵略を「皇威を海外に輝かした偉績」として顕彰する行事としてこの「三百年祭」が行われたことがよく分かる一首である。この木柵は時とともに老朽化した

ので1915（大正5）年に再び勇山こと小畑岩治郎が発起人となり、「太閤記」ものの歌舞伎などで収入が潤つたであろう役者たちをかたらつて現存の石像の柵にとりかえたものであることが判明した。

以上のように現在も日本人だけでなく、韓国その他の外国人が参観に訪れる「鼻塚（耳塚）」も秀吉時代の旧蹟であるだけでなく、近代日本の歴史を物語る生き証人でもある。



耳塚

明治31年（1898）に行われた豊臣秀吉の三百年祭に際し、周囲が整備された。国指定史跡「方広寺石塔および石塔」の一部。

森安正編「絵はがきで見る京都」  
一明治・大正・昭和初期一  
（光村推古書院、92年7月）

# 一度も稼働しなかった 原発ツヴェンテンドルフ



佛教大学教授

若尾 典子

ウィーンから北西方向へドナウ川をさかのぼること  
汽車で30分ほど、トゥルンという町に着く。オースト  
リアでも最古の都市の一つであり、駅舎の中には著名  
な画家エゴン・シーレの生まれた部屋が残されている。  
さらに、ドナウ川をさかのぼることバスで20分ほど、  
ツヴェンテンドルフという小さな町に着く。この町の  
名が、広くヨーロッパに知れ渡ったのは、1978年、  
さらにドナウ川を歩いて30分ほどさかのぼった河岸に  
建設された、原発の稼働をめぐる国民投票の結果であっ  
た。稼働ノーマスが50・5%とわずかに上回り、結果、こ

のオーストリア最初の原発の稼働は止められたのであ  
る。以来、一度も動くことなく、完成当時の姿が現在  
までそのままとどめられている。

先進諸国における原発の本格的な建設開始は、アメ  
リカにおける大型軽水炉の実用化を受けて、60年代末  
以降のことであった。オーストリアの場合も、69年に  
国民党政権が第一号原発ツヴェンテンドルフの建設方  
針を決定する。この方針を70年4月に成立したクライ  
スキー社会主義党（現在の社会民主党）新政権も継承  
した。

クライスキー首相は、ユダヤ人資産家の息子として  
ウィーンに生まれながら、若くして社会主義の青年運  
動に入り、厳しい弾圧を体験してスウェーデンに亡命  
した反ナチ抵抗の闘士であった。69年に首相となった  
旧西ドイツのブランド、スウェーデンのパルメとともに、  
まさしく68年青年反乱に続く70年代ヨーロッパ政  
治の新しい風を代表する顔であった。たしかに、クラ  
イスキー首相の場合、環境意識が高まる中でも、大量  
失業からテロ政治へという若き日々の体験ゆえに、な  
お経済成長と完全雇用の政策を第一としていた。しか

し、同時に、若者や女性が決定過程に参加する民主政治の新しい姿を真剣に追求していた。したがって、72年に原発建設に着工しつつも、反対運動の高まりに対して真剣な対話を試み、すでに完成して燃料も搬入した段階で、なお国民投票という形で国民に稼働の判断をゆだねたのであった。

原発の建設計画と平行して、ドイツ語圏の各地で70年代に入り原発の住民運動が形成される。もともと、60年代冷戦対決に反対する反核運動により、「アトム反対者」(Atomgegner)という言葉が普及していたが、この言葉がそのまま、原発反対の住民へと継承された。しかも、この運動は国境を越えていた。原子炉冷却のため大規模河川の河岸が立地となり、そうした大規模河川はたいがい国境や地域の境界線をなしていたからである。71年ライン川上流域のフランスとドイツの原発計画に対する両国の周辺住民、そしてスイスの計画に対する近郊オーストリア住民の反対運動など、国境を越えて「アトム反対者」の連携が作られた。そして、75年2月ライン川上流域のブドウ作地帯「ヴィールの森」の事件により、原発の世論が高まった。建設用

地に居座った住民を警察が強行排除し、これが全国放送されて、住民に大きな同情が集まったからである。

こうした動向の中、オーストリア各地で原発の市民組織が作られ、学習を進めつつツヴェンデルフに向けて「星の行進」が取り組まれる。78年初めには地理学者も地震地帯の危険性を訴えて行動に加わり、全土の抗議デモが広がった。これを受けて、クライスキース首相は6月国民投票を決定し、11月の投票日まで、推進派と反対派の動員合戦が繰り広げられた。賛否は政党や個別の家族をも縦断した。結果的には、既存組織の原発建設・経済成長路線に対して、環境と生命破壊の危険を意識した個別市民のエコロジー意識が、わずかに競り勝ったのであった。

2012年5月24日、シャトルバスでトゥルンからツヴェンデルフ原発まで行くことができた。この日、「グローバル2000」という環境保護団体が若者たちの音楽の集会を開催し、シャトルバスを手配したからである。バスの中は、もっぱら屈託のない若い男女。この集会を出発点に若者たちは「2015年までに欧州の原発すべての停止を」署名に取り組んでいる。

# 「生涯学習と人権学習」



研究センター研究員  
関西大学教授

赤尾 勝己

生涯学習とは人間が生まれてから死ぬまでの学びの総体である。そこには、莫大な量のインフォーマルな学習（学び）の蓄積がなされている。子どもは生まれてから家庭の中で、あるいは家庭の外の他者との遊びの中で、善いことも悪いことも含めていろんなことを学んでいる。その後、テレビや新聞、インターネットなどのメディアにアクセスしてさらに雑多で莫大な情報を摂取していく。こうしたさまざまなメディアによるインフォーマルな学びは、私たち成人において日々なされている。すでに学校を卒業している成人にとっては、学習のほとんどがインフォーマルな学びであると言ってもよい。

生涯学習と人権学習の決定的な違いは、前者が差別的な価値観を含めてさまざまな価値観に開かれているのに対して、後者が非差別的な価値観に基づいてなされている点である。つまり、生涯学習によってただちに非差別的な視点が獲得できるという保証はないので、どうしても人権学習というフォーマルな学習の場が必要になってくるのである。

人間の生涯において、人権学習が本格化するのは小学校に入ってからである。重要なことは、フォーマルな学習としての人権学習は、人間の生涯学習の中ではほんの一部でしかないことである。インフォーマルな学びは日常生活においてなされるため、そこには差別的な内容であることも予想される。インフォーマルな学びは、教育的価値に基づくこともあれば、そうでないこともあり、ひじょうにアナキーな全方位的な価値に開かれている。実は、人間にとって、このような全方位的な差別的な内容を含む学びが生涯学習の基盤をなしている。だからこそ、改めてフォーマルな学校教育の場における人権学習が必要となってくるのである。

学校教育では、教育的価値に基づく内容が教師から子どもたちへ教授されていく。したがって、子どもた

ちが日常生活の中でインフォーマルに無自覚に学んでいることと、学校でのフォーマルな人権学習との間に齟齬や葛藤が生じることになる。学校では教師が、子どもたちの生活の現実におけるそのような齟齬や葛藤までとらまえて指導していくことが必要になるわけである。

人間の生涯学習において、インフォーマルな学びと、フォーマルな学習との間の齟齬をどう埋めていくか、場合によっては、これまで公民館や男女共同参画センターや国際交流センター等で実践されてきたノンフォーマルな学習の役割も期待できよう。ただし、これは出席が任意であるため、その効果は全体的に見ればきわめて限られている。しかし、ノンフォーマルな学習は、インフォーマルな学びとフォーマルな学習の間にあって、両者を橋渡しする機能を有している。つまり、生涯学習においては、インフォーマル・ノンフォーマル・フォーマルな三種の学習が、互いに緊張感を持ちながらその内容を検証しあっていくことが、ひとりの人間の中でなされていくようにしていくことが人権教育の要諦であろう。

つまり、人権学習の一番の担い手はやはり学校教育

での授業の場面におけるフォーマルな学習である。だが問題はこの先にある。もしもそうした人権教育に熱心な教師が、日常的に子どもたちに体罰を行使していたとしたらどうなるであろうか。これはフォーマルな人権教育の陰に潜んだ人権侵害のおそれのある「隠れたカリキュラム」である。教師が一方で、子どもたちに人を差別してはいけないと言いながら、他方で、子どもたちを殴っているという事態はおぞましい限りである。子どもたちは、このような教師からの真逆の言動に直面して、動きの取れない「ダブルバインド」状態に陥ることになる。これは子ども的人格形成にトラウマを残すことになるかもしれない経験である。

このように、人権教育は、インフォーマルな学びとフォーマルな学習との間の齟齬を埋めて葛藤を解決に導くと同時に、フォーマルな学校教育の場における体罰という「隠れたカリキュラム」とも格闘しなければならぬのである。大阪市立森ノ宮高校での痛ましい体罰事件を契機に、日本の学校体育もようやく体罰に依存した指導からの脱却、すなわち脱暴力的指導を図ろうとしている。それが人権学習にとってより一層の追い風になっていくことを心から願うばかりである。

## 京都部落問題研究 資料センター

京都市営地下鉄烏丸線鞍馬口駅からほど近い京都府部落解放センターの三階の一室に「京都部落問題研究資料センター」がある。ここでは部落問題・部落史を中心とする約二万冊の蔵書や、各地から送られてくる逐次刊行物、そして古文書や新聞記事などを誰でも閲覧・利用することができる。

この資料センターの前身となったのが、歴史家の師岡佑行（一九二八―二〇〇六年）を所長に迎えて、一九七七年一二月に設立された京都部落史研究所（以下、研究所）である。研究所は、その発足当初より部落史や関連諸分野の図書・研究論文を収集するとともに、京都府下の被差別部落や資料収集機関において丹念な史料調査を行っており、行政資料や各地の学校資料、様々な新聞に掲載された部落問題関係記事といった近現代資料のほか、個人や地域、寺院・神社等が所蔵する近世の古文書等が撮影・収集された。さらに、これらに基づいて詳細な年表を作成することで、初めて京都における部落史の全体像の把握が可能

になったのである。こうした作業を経て編纂された『京都の部落史』は、一九八四年から一九九五年まで足かけ一二年をかけて全一〇冊が刊行された。

この『京都の部落史』は、一九七〇年代から八〇年代当時の部落史研究に比して、質・量ともに画期的であった。当時は部落が近世の政治権力によって創り出されたとする、いわゆる「近世政治起源説」に基づいた歴史像が部落解放運動や教育・啓発の場においても通説化していたが、『京都の部落史』では、古代・中世に遡って民衆の生活や心性のなから差別や賤視が生み出されてきた歴史を叙述するとともに、前近代社会の職能民や宗教者・芸能民など、多様な被差別民衆の姿を生き生きと描き出している。また、近現代史の叙述においても、全国水平社・水平運動を絶対視することなく、半官半民で取り組まれた部落改善運動や融和運動の動向についても紙幅を割いてその役割を実証的に明らかにするなど、新たな視点が加えられた。

『京都の部落史』は、部落を政治権力によって一方的に抑圧・迫害され、差別と貧困を強制される存在として



が高まったという。先入観に囚われず丹念な史料調査によって部落の歴史を実証的に明らかにし、そこから地域の、ひい

一面的に描いてきた従来の歴史像や、部落問題理解に一石を投じるものとなった。その完結から二〇年近くを経た現在、同書が提示する歴史像は部落史研究におけるひとつの水準として定着しつつあり、その画期性は改めて評価されなければならないだろう。

また、研究所は『井手の部落史』全三冊（井手町、一九八七〜一九八九年）や『近江八幡の部落史』全二冊（近江八幡市部落史編纂委員会、一九九二〜一九九五年）、『野洲の部落史』（野洲町、二〇〇〇年）の編纂も手がけている。研究所による数々の史料調査や聞き取り調査は、各地で部落の史料が散逸しつつあるなか、これまでほとんど知られてこなかった個別の部落の歴史にも光を当て、それによって各地の部落で自らの歴史を掘り起こす気運



ては日本社会のありようを捉え返そうとする試みは、『京都の部落史』の編纂から始まったといっても過言ではない。

その『京都の部落史』完結後の二〇〇〇年七月、研究所は部落史の編纂に際して収集された史料や図書類を市民が自由に閲覧・利用できる体制を整え、京都部落問題研究資料センターに改組した。現在は部落史連続講座の開催や『京都部落問題研究資料センター通信』の発行も行っており、部落問題・部落史の図書館・情報発信地としての役割を果たしている。

京都市北区小山下総町五―一 京都府部落解放センター三階  
TEL・FAX 075-415-11032  
<http://suisinkyoukai.jp/shiryo/index.html>

開室は月曜〜金曜日と第二・第四土曜日の午前十一時〜午後五時（木曜日は月二回閉室）

（研究第二部客員研究員 本郷浩二）

## 2013年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で16年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
1	6月18日 (火)	開講式	13:30～13:40	研究センター所長	安藤 仁介
		講義と対談	13:40～16:45	国際人権から「国家と国民」の関係を考える —アルジェリアの人質殺害を手がかりに—	安藤 仁介 坂元 茂樹 薬師寺公夫
2	7月5日 (金)	講義	13:30～15:00	新島八重の兄・山本覚馬と明治の京都	仲尾 宏
		講義	15:15～16:45	女性はなぜ貧困になるのか？	谷口真由美
3	7月19日 (金)	講義	13:30～15:00	「教育の国際化」と人権教育	山ノ内裕子
		講義	15:15～16:45	日本の婦化行政の実態	李 洙任
4	7月31日 (水)	講義	13:30～15:00	犯罪被害者の人権（仮）	川本 哲郎
		講義	15:15～16:45	先住民族と開発 —先住民族の伝統的知識を活用した環境管理を事例として—	友永 雄吾
5	8月30日 (金)	講義	13:30～15:00	人権意識調査からみる部落問題（仮）	伊藤 悦子
		講義	15:15～16:45	改正入管法（仮）	村上 正直
6	9月13日 (金)	講義	13:30～15:00	新島八重と人権 —社会福祉と部落問題—	田中 和男
		講義	15:15～16:45	子どものいじめ問題 —大津市中学校で発生した事件から—（仮）	桜井智恵子
7	9月20日 (金)	ワーク ショップ	13:30～16:45	人やまちが元気になるファシリテーター入門講座 —人権の視点から—（仮）	ちよんせいこ
8	10月4日 (金)	講義	13:30～15:00	部落の地名とカミングアウトの権利（仮）	廣岡 浄進
		講義	15:15～16:45	朝鮮学校差別の前後左右 —高校無償化排除と補助金カット—	田中 宏
9	10月頃を 予定	フィールド ワーク	13:30～16:45	新島会館・同志社大学構内（仮）	仲尾 宏 山本 崇記
10	10月16日 (水)	講義	13:30～15:00	お骨のゆくえ —葬送のあり方を考える—	源 淳子
		講義	15:15～16:45	生涯学習と人権の観点 —ユネスコの動向を中心に—	赤尾 勝己
11	11月1日 (金)	講義	13:30～15:00	貧困者の人権（仮）	湯浅 誠
		講義	15:15～16:45	世界人権宣言 65周年 —国連のジェンダー平等への取り組みと日本—	山下 泰子
12	11月8日 (金)	講義	13:30～15:00	法然の女性観（仮）	平 雅行
		講義	15:15～16:45	東日本大震災と人権	上田 正昭
		修了式	16:45～17:00	研究センター理事長	上田 正昭

※会場：ハートピア京都（中、烏丸丸太町下ル）



**開催日程** 6月18日(火)～11月8日(金) 全12回  
**時間** 午後1時30分～(※受付:午後1時～)  
**会場** ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル)  
※フィールドワークを除く  
**受講料** 1回2,000円(年間20,000円)



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車  
⑤番出口(地下鉄連絡通路にて連結)  
京都市バス、京都バス、JRバス  
「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ  
(公財)世界人権問題研究センター  
(TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

## 京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思えます。

回	月日	講師	テーマ・内容
1	5月11日 (土)	上杉 孝實 研究センター 第5部長 京都大学名誉教授	<b>社会教育の歴史と京都</b> — 学びの場の拡大を求めて —  教育権は学校教育だけのことではない。日本の社会教育は、欧米の成人教育の影響も受けながら独自の発展を示してきた。その歴史の中で京都にはどのような動きが見られたかを取りあげる。
2	6月22日 (土)	山下 明子 研究センター 客員研究員 同志社女子大学 非常勤講師	<b>新島八重とキリスト教</b> — ジェンダーの視点から —  新島八重は明治の京都で初の洗礼を受け、キリスト教式結婚式をあげた。再婚相手である夫の新島襄とは異なるタイプのクリスチャンだった八重の生き方を当時の日本のジェンダーに照らして考える。
3	8月3日 (土)	山路 興造 研究センター 第2部長 京都市歴史資料館元館長	<b>地蔵盆とお火焚き</b> — 地域共同体と子供たち —  夏の地蔵盆と冬のお火焚きは、京都の子供たちが地域の人々に見守られながら、子供たちの自治組織で執行された楽しい年中行事である。教育の大半が学校に委ねられて以降もなお、地域の人々はこれらさまざまな地域行事を通じて、子供たちを育んできた。その歴史と実態を、絵画資料などを使用して考えていきたい。
4	9月7日 (土)	中野 洋平 研究センター 研究員 国際日本文化研究 センター 機関研究員	<b>京都における民間宗教者の活動と場</b> — 『人倫訓蒙図彙』を読む —  元禄3年に刊行された『人倫訓蒙図彙』は、当時の各社会階層における身分と職分を絵入りで解説した、いわば職業図鑑である。そのなかには、芸能や宗教行為を生業とする民間宗教者も多く描かれている。そこから「大原巫女」など京都と関係の深い者たちを取り上げ、彼らの活動や拠点とした場所について考えてみたい。

5	9月28日 (土)	仲尾 宏 研究センター 第3部長 京都造形芸術大学 客員教授	<b>建仁寺と朝鮮通信使</b>  京都五山のひとつ建仁寺は、中世から朝鮮通信使ともつながりの深い寺院である。現在のいくつかの寺宝、什器が残され中・近世の日朝関係の厚みを知ることが、両国のえにしの確認を通じてうかがえる。
6	11月2日 (土)	西山 剛 研究センター 研究員 京都文化博物館学芸員	<b>輿を担ぐ人々</b> — 力者・駕輿丁・八瀬童子 —  前近代社会において、輿に乗って移動する行為は、単なる移動方法ではなかった。どのような輿に乗り、どのような人々によって担がれるか、これらの要素の組み合わせによって多様に輿に乗る人物の権威が誇示され、一つのパフォーマンスの意味が濃厚に存在していた。本講座では、この輿の移動と密接不可分に結びついている輿を担ぐ人々に注目する。彼らはどのような輿を担ぎ、それによってどのような利益を得ていたのか。多様な職能、身分が混在する前近代社会を「輿を担ぐ」ということをキーワードに切り取ってみたい。
7	12月7日 (土)	田中 隆一 研究センター 専任研究員	<b>京都の旧満洲（中国東北）ゆかりの地をたずねて</b>  近代日本は中国東北地方（満洲）と深いかかわりをもっていた。京都から満洲への開拓団や、満洲からの中国人留学生など、いくつかのテーマを取り上げ、京都と満洲との歴史的なつながりについて考える。
8	1月25日 (土)	上田 正昭 研究センター 理事長 京都大学名誉教授	<b>高瀬川開削 400年</b> — 角倉了以と素庵に学ぶ —  朱印船貿易で活躍した角倉了以とその子素庵は、物資流通のために数多くの河川を開削した。京都では慶長11年に保津川、慶長19年に高瀬川を開削して、京都の経済的発展に大きく寄与した。「利を共にする」交易をめざした思想と行動には学ぶところが多い。

回数 全8回  
曜日 土曜日  
時間 午後2時～3時30分  
(受付は、午後1時30分～)  
場所 ハートピア京都  
(中京区烏丸丸太町下ル)  
定員 50人(第8回のみ100人)  
受講料 1,000円(1回)  
\* 賛助会員は無料  
\* 予約不要、当日受付

京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車  
⑤番出口(地下鉄連絡通路にて連結)  
京都市バス、京都バス、JRバス  
「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ  
(公財)世界人権問題研究センター  
(TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

会場が変わりました



◆研究部門の紹介（二〇一三年四月一日現在・五十音順）

所長 安藤 仁介（副理事長、京都大学名誉教授）  
特別客員研究員 上田 正昭（理事長、京都大学名誉教授）

○研究第一部

研究部長 坂元 茂樹（神戸大学大学院法学研究科教授）  
客員研究員 葉師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科教授）  
専任研究員 杉木 志帆  
嘱託研究員 阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）

岩沢 雄司（東京大学法学部教授）

小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

北村 泰三（中央大学大学院法務研究科教授）

金 東勲（龍谷大学名誉教授）

徳川 信治（立命館大学法学部教授）

中井伊都子（甲南大学法学部教授）

西井 正弘（大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授）

初川 満（横浜市立大学学術院国際総合科学部教授）

前田 直子（京都女子大学法学部講師）

三輪 敦子（龍谷大学社会科学研究所客員研究員）

村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○研究第二部

研究部長 山路 興造（元京都市歴史資料館長）

専任研究員 山本 崇記

〔近現代・現状班〕

客員研究員 本郷 浩二（京都産業大学他非常勤講師）

嘱託研究員 秋定 嘉和（池坊短期大学名誉教授）

井岡 康時（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

〔前近代班〕

客員研究員

嘱託研究員

石元 清英（関西大学社会学部教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター係長）

小林 文広（奈良大学文学部教授）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）

杉本 弘幸（佛教大学他非常勤講師）

関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）

田中 和男（龍谷大学非常勤講師）

手島 一雄（立命館大学他非常勤講師）

野口 道彦（大阪市立大学人権問題研究センター特任教授）

廣岡 浄進（大阪観光大学観光学部講師）

家塚 智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）

宇那木隆司（姫路市立琴丘高等学校教頭）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）

川嶋 將生（立命館大学名誉教授）

斉藤 利彦（佛教大学歴史学部准教授）

下坂 守（奈良大学文学部教授）

高橋 大樹（天津市歴史博物館学芸員）

中野 洋平（国際日本文化研究センター研究部機関研究員）

西山 剛（京都文化博物館学芸員）

野地 秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）

村上 紀夫（歴史研究者）

山本 尚友（熊本学園大学社会福祉学部教授）

吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第三部

研究部長 仲尾 宏 (京都造形芸術大学客員教授)  
 客員研究員 水野 直樹 (京都大学人文科学研究所教授)  
 専任研究員 田中 隆一  
 嘱託研究員 安里 和晃 (京都大学大学院文学研究科特定准教授)  
 小川 一郎 (奈良女子大学文学部教授)  
 倉石 伸彦 (東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授)  
 高 賛侑 (京都ノートルダム女子大学他非常勤講師)  
 菅澤 庸子 (京都学園大学他非常勤講師)  
 高野 昭雄 (千葉商科大学商経学部准教授)  
 田中 宏 (一橋大学名誉教授)  
 鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター准教授)  
 盧 相永

○研究第五部

研究部長 上杉 孝實 (京都大学名誉教授)  
 客員研究員 平沢 安政 (大阪大学大学院人間科学研究科教授)  
 専任研究員 松波めぐみ  
 嘱託研究員 赤尾 勝己 (関西大学文学部教授)  
 阿久澤麻理子 (大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)  
 伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)  
 岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)  
 熊本 理抄 (近畿大学人権問題研究所准教授)  
 住友 剛 (京都精華大学人文学部准教授)  
 外川 正明 (公立大学法人鳥取環境大学環境学部教授)  
 友永 雄吾 (佛教大学他非常勤講師)  
 野崎 志帆 (甲南女子大学文学部准教授)  
 藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部教授)  
 古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)  
 村上登司文 (京都教育大学教育学部教授)  
 山ノ内裕子 (関西大学文学部准教授)

○研究第四部

研究部長 谷口真由美 (大阪国際大学現代社会学部准教授)  
 客員研究員 山下 明子 (同志社女子大学非常勤講師)  
 専任研究員 福嶋由里子  
 嘱託研究員 斧出 節子 (京都華頂大学現代家政学部教授)  
 軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)

## 〈海外の人権紀行〉

# カナダ・バンクーバー

カナダは、移民の多い国として知られている。今回訪れたバンクーバー市のあるブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC州とする）は、実に4人に1人が移民であるという。

このBC州は、日本と130年以上のつながりがある土地でもある。日本との歴史は、1877年、長崎県の漁師がBC州に渡ったところから始まる。日系移民の軌跡を辿ろうと、バンクーバー市から電車で東に20分ほど行ったバーナビー市にある、「日系文化センター・博物館」を訪れた。

建物に入ると、入り口横のギャラリで「漁師・BC州沿岸の日系漁師達」という特別展が開かれていた。この展示会では、日系一世たちがBC州沿岸で行っていた鮭漁等の様子とともに、2つの世界大戦の中で、激しい人種差別に直面した日系移民の苦悩が描かれていた。

ギャラリを出て2階へ行くと、壁面を使って「TAIKEN 1877年からの日系カナダ人」という、日系移民の歴史を紹介するパネル展示が行われていた。順路に沿って進んでいくと、本間留吉という人物を紹介するパネルが目にとまった。

本間は、1883年、18歳の時に千葉県から日本人漁師が多く住んでいたBC州リッチモンド市ステイブストンに移り住み、働きながら英語の勉強を始めた。ステイブストンで暮すなかで、日本人漁師たちの報酬が著しく低いことに気づいた本間は、22歳の時に日本人漁師協会を立ち上げ、漁師たちとともに労働条件の改善を求める運動を展開した。その後も本間は、小学校の設立、日本語新聞の創刊、出稼ぎ労働者のための職業斡旋所や宿泊所の経営など、様々な角度から日系移民を支援した。

また本間は、生涯をかけて日系移民の選挙権獲得運動に力

を注いだ人物でもある。1900年10月、彼は投票所に赴き自分の名前を選挙人名簿に加えるよう求めた。しかし、彼の要求は、BC州選挙法に反するということで跳ね返された。このことが、本間を選挙権獲得運動へと駆り立てるきっかけとなった。

最終的にBC州において日系移民に選挙権が認められたのは、終戦後の1949年であった。しかし、本間はこの知らせを聞くことなく、1945年、80歳の時に強制収容所において息を引き取っている。

強制収容所について触れたが、カナダにおける日系移民の強制収容の歴史は、あまり知られていない。昨年放映されたドキュメンタリー番組を通して知った方も多いのではないだろうか。

1941年、日本軍による真珠湾攻撃後、すべての日系移民は敵性外国人とみなされ、2万人を越える人々がBC州内陸部の収容所や他州の道路建設現場、砂糖大根栽培地等に送られた。

収容所として使用されていた建物のなかには、現在博物館となっているものもあるという。今回の滞在期間中に訪れたDV被害者のためのシェルターでは、この博物館に週末に行くという日系移民の祖母を持つ大学生のインターンに出会った。その博物館はバンクーバーから遠いが、親戚を誘い合っ

て自分たちのルーツを辿る旅をしようと言っていた。このシェルターを含めバンクーバーのDV被害者支援団体には、日本人女性からの相談も少なくないという。滞在期間中、バンクーバーにおいて日本人を含むアジア人女性のDV被害者支援を30年以上行っている、日系二世の女性に出会うこともできた。

今回の旅では、時代は違えども、苦境の中にいる人々に寄り添い、その人たちのために闘う日本人の姿に触れることができた、貴重な機会となった。

（研究第四部専任研究員 福嶋 由里子）



▲日系移民が多く住んでいたパウエル街の入り口にある蒸気時計



◀特別展「漁師・BC州沿岸の日系漁師達」の様子  
①

▶同上②、サーモン釣りエリアと缶詰工場の分布図



▲日系文化センター・博物館のエントランス



◀パネル展示「TAIKE N1877年からの日系カナダ人」①

▶パネル展示「TAIKE N1877年からの日系カナダ人」②



# 人権問題研究叢書 第8号刊行

## 2011年度 講演録

### 講座・人権ゆかりの地をたずねて



定価 1,500円 (税別)

カバーデザイン：京都市立芸術大学 江尻紗耶末氏

※ 2013年3月刊行

### 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典
  - ・『グローブ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付。
  - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
  - ・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
  - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
  - ・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



#### 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)